

耐震化・減災化に向けた主な環境整備

人材育成

- 市内在住・在勤の1級、2級、木造建築士を対象として、愛知県や愛知県建築物地震対策推進協議会が開催する耐震診断技術等に関する講習会などへの参加を働きかけ、耐震診断員の養成と確保に努めます。
- 愛知県地震災害軽減システム研究協議会による耐震化アドバイザー養成講座を修了した耐震化アドバイザーと連携を図り、耐震化の促進を図ります。

地震に強いまちづくり

- 地域が主体となる防災まちづくりの推進に取り組み、耐震化を推進するとともに地域防災力の向上を図ります。
- 市内在住等の建築士等の有志により組織される「高浜市建築耐震研究会」と連携し、市民に対しより専門性の高いきめ細やかな普及啓発となる、無料耐震相談や耐震出張相談により耐震化の促進を図ります。

普及・啓発

- 市のホームページ、パンフレット等により、本市が実施する無料耐震診断や耐震改修補助制度、耐震改修に係る優遇税制、講習会開催等の情報提供を行います。
- 「高浜市地震防災マップ」を活用し、地域の危険性に対する情報提供を行い、市民や事業者などに対し意識啓発を図ります。

重点的に耐震化を進める地域の設定

- 本市は、東海地震の防災対策強化地域及び東南海・南海地震の防災対策推進地域として指定されていることから、市内全域を「重点的に耐震化を進める地域」とします。
- 住宅については、旧耐震住宅でかつ耐震改修を実施していない木造戸建住宅が特に密集する地域を「より重点的に耐震化を進める地域」とします。
- 特定既存耐震不適格建築物及び市有建築物については、災害応急対策活動に必要な建築物を有する地域及び緊急輸送道路の沿道に建築物を有する地域を「より重点的に耐震化を進める地域」とします。

その他関連する主な施策

■ ブロック塀の安全対策の促進

- ブロック塀の倒壊による死傷者の発生や道路閉塞等を防ぐため、ブロック塀の危険性について周知するとともに、撤去費補助制度によりブロック塀等の解消の促進を図ります。

■ 新耐震住宅の安全対策の周知

- 新耐震住宅についても、今後、築40年以上のものが増加することから、劣化箇所の補修や家具の転倒防止対策についての周知を図ります。

高浜市建築物耐震改修促進計画の全文は、高浜市ホームページをご覧ください。
高浜市役所 都市政策部 都市計画グループ 電話 0566-52-1111(代表)
<https://www.city.takahama.lg.jp/>

計画策定の目的

本計画は、市内の建物の地震による被害を未然に防ぐため、本市の耐震化の進捗状況を確認するとともに、新たな目標を定め、建物の耐震化及び減災化を促進することを目指して「高浜市建築物耐震改修促進計画」を策定するものです。

計画の基本的事項

対象区域と計画期間

- 計画の対象区域は高浜市全域とし、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

対象建物

- 本市の全ての住宅・建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された住宅並びに特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け建築物の耐震化を重点的に図ります。

■ 住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■ 特定既存耐震不適格建築物

- ① 多数の者が利用する建築物
- ② 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物
- ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する建築物

■ 耐震診断義務付け建築物

- ① 要緊急安全確認大規模建築物
 - 防災上重要な建築物
- ② 要安全確認計画記載建築物
 - 愛知県計画及び本計画に記載された緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物



地震発生時に通行を確保すべき道路

耐震化・減災化の現状と課題

- 平成28年3月の高浜市建築物耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率を平成25年から令和2年までの7年間の上昇率を10%超の95%を目標に設定しておりましたが、令和2年時点の住宅の耐震化の上昇率は6%程度となっております。また、特定既存耐震不適格建築物を、平成27年時点の70棟から令和2年までに14棟とする目標を設定しておりましたが、令和2年時点では56棟となっております。
- 平成24年度以降、市の耐震改修費補助事業を利用した耐震改修工事が減少傾向となっております。
- 防災拠点・救護建築物、避難所指定のある市有建築物は、既に耐震化が完了しております。
- 工事費用の捻出が困難、安心して頼める業者を知らないなどが、耐震化・減災化が進まない主な要因となっております。

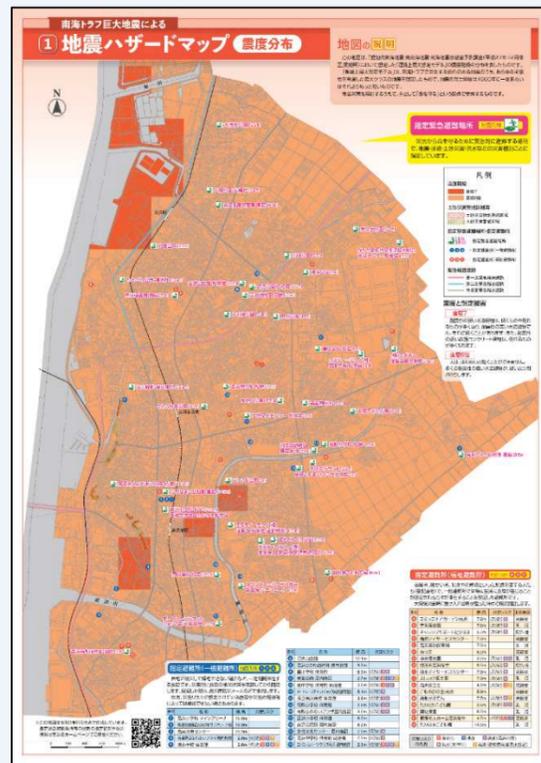
想定される地震の規模・被害の想定

想定される地震の規模

愛知県防災会議地震部会では、平成26年5月に、南海トラフにおいて高い確率で発生する地震の被害予測調査結果を公表しました。

南海トラフで発生するおそれのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した「理論上最大想定モデル」による本市における震度分布は、右図のとおりです。

本市では、広い範囲で震度6強の強い揺れが想定され、一部の地域で震度7の非常に強い揺れが想定されるところもあります。



理論上最大想定モデルの震度予測

本市の被害予測

「理論上最大想定モデル」では、本市における建物被害は地震の揺れによる全壊棟数及び出火による建物焼失棟数を合わせて約5,300棟、死者数は約300人と予測されています。

住宅・建築物の耐震化・減災化の目標

住宅の耐震化の目標

- 住宅の耐震化の目標については、国の方針に基づき、以下のように設定します。



建築物の耐震化の目標

- 本市では、既に耐震診断義務付け建築物は全て耐震化が終了していることから、本市に存在する特定既存耐震不適格建築物（計56棟、全て民間建築物）について、「県と連携を図り建築物の安全性の向上を目指す」ことを目標とします。
- 市有建築物で耐震化が進んでいない施設については、建築物の倒壊危険度及び災害時に施設が担う役割などを考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から、財政事情を考慮しつつ、計画的に耐震化を図ります。

住宅・建築物の減災化の目標

- 大規模な地震にも、住宅や建築物が倒壊せず、外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」ことを目標とします。

耐震化及び減災化の促進を図るための主な取組

住宅の耐震化の促進

■ 耐震診断の促進

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造旧耐震住宅の無料耐震診断を引き続き実施します。

■ 耐震改修の促進

- 従来の木造住宅耐震改修補助事業の補助率の見直しや低所得者などに対する補助限度額の拡充、また、木造住宅耐震改修補助事業の申請者の一時的な金銭負担を軽減する制度（代理受領制度）の導入を検討します。
- リフォーム時に耐震改修の啓発なども併せて行う仕組みを検討するため、建築士やリフォーム事業者などと連携を図ります。
- 「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」と連携して、低コスト耐震化工法のPR・普及を図ります。

■ 耐震改修促進税制及び融資制度の普及促進

- 耐震改修促進税制（所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置）の周知・普及や耐震改修費用に係る融資制度の仕組みを検討するため、住宅金融支援機構との連携を図ります。

建築物の耐震化の促進

■ 耐震診断の促進

- 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性やその効果についての意識啓発を図るとともに耐震診断を促し、耐震化の促進を図ります。

住宅の減災化の促進

■ 段階的耐震改修補助制度導入の検討

- 工期や工事費の面で一度に耐震診断の判定値を1.0以上とすることが困難な場合、1段階目に0.7以上、2段階目に1.0以上とする段階的耐震改修補助制度の導入を検討します。

■ 耐震シェルター等の設置の促進

- 住宅全体の耐震改修が困難な場合においても、住宅内に安全な場所を確保し、ご自身やご家族の生命を守ることを目的とした耐震シェルター又は防災ベッドの設置に対する補助制度を引き続き実施します。

■ 家具の転倒防止対策の促進

- 災害時に瞬時に動くことが困難な高齢者や障がい者などの方に対して、最も手軽にでき、かつ有効な地震対策として、家具転倒防止器具取付制度を引き続き実施します。

建築物の減災化の促進

■ 窓ガラス・天井の落下防止対策の促進

- 窓ガラスや建築物内のつり下げ天井などの落下による危険性をホームページへの掲載などにより周知を図るとともに、愛知県と連携を図り、適切な対応に努めます。

■ エレベーターの安全対策の促進

- 地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法について、ホームページへの掲載などにより周知を図るとともに、愛知県や関係団体と協力して、設置者などに対し安全装置の設置等を推進し、利用者の不安解消と被害防止に努めます。